

# 議会・選挙

## ● 議会

☎ 議会事務局 ☎0297-21-2199

### 市議会

市議会は、選挙で選ばれた市民の代表者によって構成され、条例の制定・改廃をはじめ、市政の重要案件を審議・決定する議決機関です。

坂東市議会は平成31年1月1日から通年会期制を導入しており、定例的に開催する「定例会議」と、必要に応じて開く「随時会議」があります。定例会議は、年4回（3月・6月・9月・12月）開くことが条例で定められています。

議会の会議には、全議員が出席して審議・決定する本会議と、本会議で付託された案件を少数議員で審査・調査する委員会があります。この委員会には、部門ごとの常任委員会と、特別な事案だけに限って設置される特別委員会があります。

### 議会の傍聴

議会本会議は、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望する場合は、本会議当日に4階議会事務局窓口へお越しください。

なお、議会の日程については、市議会ホームページなどでお知らせします。

### 議会への請願・陳情

どなたでも、市の行政などについて要望や意見などを「請願」・「陳情」として文書で市議会に提出することができます。

請願は、1人以上の紹介議員（署名または記名および押印）が必要ですが、陳情には紹介議員は必要ありません。

「請願書」・「陳情書」には、趣旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（団体および法人の場合は名称・代表者の氏名）を記載のうえ押印し、議長宛に提出してください。

議長が、要件を満たしていると認めるものについては、所管の常任委員会などで審査し、本会議において採決されます。

提出方法や様式などについては、市議会のホームページをご覧ください。

## ● 選挙

☎ 総務課内選挙管理委員会 ☎0297-21-2178

### 選挙管理委員会

委員長1人と委員3人で構成する行政委員会で、各種選挙の管理執行をはじめ、選挙人名簿の調製、市民の政治意識の向上などにかかる事務を行っています。

### 選挙

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されているまたは、衆議院議員、参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員などの選挙ができます。

投票所や投票時間などは、選挙のあるたびに広報紙などでお知らせします。

### 選挙人名簿

住民基本台帳に登録された満18歳以上で、坂東市に引き続き3か月以上住所のあるかたを、毎年3・6・9・12月の定時登録と選挙時に登録します。

### 期日前投票

投票日当日に、仕事などの理由で投票所に行くことができないかたは、選挙の公示または告示日の翌日から投票日の前日までの間に、期日前投票所で投票することができます。

なお、疾病・負傷などで、次の不在者投票指定施設に入院中のかたは、施設内において不在者投票ができます。また、市外にも指定施設があります。

#### ●市内の不在者投票指定施設

病院：木根淵外科胃腸科病院、ホスピタル坂東  
介護老人保健施設：きねぶち、寿桂苑  
特別養護老人ホーム：長寿の里、ハートフル広輪、  
恵愛荘、延寿館

### 郵便等投票（郵便などによる不在者投票）

身体に重度の障がいのあるかたや、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されているかたが、事前に申請をすることにより自宅などで投票できる制度です。

重度の障がいに該当するかどうかは、身体障害者手帳や戦傷病者手帳に記載されている障がいの種類や程度により決まります。